

平成 14 年 5 月 27 日

各 位

会社名 シダックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 志太 勤一
(登録銘柄 コード番号 4837)
問合せ先 常務取締役 藤田 一郎
(TEL. 03-5908-1348)

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

平成 14 年 5 月 27 日開催の当社取締役会において、来る平成 14 年 4 月 1 日施行の商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 に規程する新株予約権を無償にて発行することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、3. の要領に記載のとおり、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員に対し、その職責および当社業績への寄与を考慮し、割当てるものといたします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 10,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

10,000 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき当社普通株式 1 株。

ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権 1 個当りの払込金額は、次により決定される 1 株当りの払込金額とする。

1 株当りの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格（以下「最終価格という」）の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日最終価格（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、当該最終価格とする。

なお、株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額

$$\times \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1 株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}} \\ \text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成 16 年 7 月 1 日から平成 19 年 6 月 30 日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員でなければならない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めるときは、この限りではない。

新株予約権を受けた者が死亡したときは、新株予約権の相続は認めないものとする。

その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役および従業員との間で締結する「新株予約権申込証兼新株予約割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却

本件新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が(6)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

また、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときも、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

上記の内容については、平成 14 年 6 月 27 日開催予定の当社第 1 回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。